



Title	巨大会社と「資本家の物化」
Author(s)	富森, 虔児
Citation	北海道大學 經濟學研究, 32(3), 19-49
Issue Date	1982-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31590
Type	departmental bulletin paper
File Information	32(3)_P19-49.pdf



巨大会社と「資本家の物化」^(注)

富 森 虔 児

は じ め に

筆者は、さきに、現代における巨大会社の発展に伴う、基幹資本の経済的本質の変化を、「資本物化の極限化」として捉え、これを概念的基礎とする一つの現代資本主義論を試みた。

こうした拙論の展開に対して、すでにいくつかの異なる視角からの批判が寄せられたが、諸事にまぎれてそれらに十分答える余裕がなかった。わずかに「法人資本主義と『日本的経営』」(『エコノミスト』1982年3月16日号)なる小論において、諸批判にふれた後での筆者の考えの一部を示しておいたが、それだけでは、当然、批判者への十分な回答たりえていない故、ここで、あらためて諸批判に刺激を受けて得た、筆者自身の認識の進展を確認しつつ、同時に批判者への一つの回答を行っておきたいと考える。

(注)「資本物化の極限化」は前著(『現代資本主義の理論』(新評論1977年))で明らかにした通り、巨大会社における資本の個人(所有)性の止揚を主内容とする。それは、本稿においてやがて明らかにする通り、「資本家の物化」の進展にはかからない。むしろ、旧著の表現そのものを書きかえる必要はないが、ここでは、過程の内容をより直截にあらわしうる、「資本家の物化」という表現を主として使用していくことにしたい。

一、戦略概念の再吟味

まず、諸批判への回答に向う前に、若干の準備的作業を行っておきたい。

とりわけ、「資本物化の極限化」としたものが、巨大会社における所有支配関係の変化に基礎づけられたものであること、また、このことの結果に、

いわゆる「経営者支配」の問題がからんでいることにかんがみ、次の二点、すなわち、①所有、そして、②「資本の人格化」としての資本家、について、必要な概念上の整理を行っておく必要があると思われるのである。

むろん、筆者は、このような小論において、大上段に、所有論や資本家論の体系的な展開を敢えてするようなつもりはさらさらない。ただ、この両者に関連した、無用の混乱を出来るだけ避けるべく、最低限確認されるべきいくつかの点をはっきりさせておきたいと思うのである。

① まず「所有」に関連して、少くとも二つの点、第一にそれ自体は、なら「経済的土台」ではなく、土台的な経済関係の上部構造的な反映物にすぎないこと、そして第二には、それは一般的社会的に確立した権利能力以外の何ものでもなく、その限りで『「法律的に発展していてもいなくても」徹頭徹尾法的範疇である』（有井行夫「現代資本家論とマルクスの人格・所有理論」上、『金融経済』187号、1981.4、99頁）という点が、確認されているべきだろうと考えられる。

ここで、まず第一点を、さらに資本主義に即して敷衍すれば、資本主義における生産手段の私的所有は（スターリンが誤って理解したように）資本主義的生産関係に先行して、後者を規定する位置にあるものではなく、逆に、後者の必然の結果として、後者を上部において反映するものだというのである。

柴垣和夫氏が、西山忠範氏に対して、あるいは有井氏が北原勇氏に対して指摘しておられる如く西山氏や北原氏の議論における重要な欠陥は、まさにかかる点の認識を欠いていることによっており、その意味でも、この辺の認識は、昨今の所有関係をめぐる現代資本主義論の議論の正しい発展のために、まさしく不可欠のことだといっても過言ではあるまい。

（注）『「私的所有」を基礎とする『支配』からは、ただちに資本ないし、資本主義社会は登場してこないのがあって、その点で西山教授の理論的認識は、資本をたんなる私有財産社会に還元してしまう難点をもっているのである』（柴垣和夫「いわゆる法人資本主義についての覚書」、『社会科学研究』33巻6号、1982.3、259頁）。

「現代企業の所有構造の解明に最近積極的に取り組みはじめた北原勇氏の仕事

の発端にもこの致命傷を見いだすことができる。北原氏は率直に『会社それ自体』による現実資本の所有を認め、株主による間接的な所有と区別し、一略—『所有と支配力』の多元多重的な構造—一略—の解明に出發しようとしている。しかし、氏の課題認識は、『マルクス経済学の諸命題はすべて、生産手段の資本家による私的所有関係こそが資本主義をして資本主義たらしめている基本であるという把握に基礎をおいている』（北原勇「巨大企業における『所有と支配』」、『経済研究』31の4、1980-10、289頁…傍点有井）とか、『マルクス経済学が生産手段の私的資本家の所有関係を基軸として資本主義分析の体系を構築したものである』（同上290頁…傍点有井）とかに言い表わされている氏の前提的認識と現代所有現象（傍点原文）との乖離によって与えられたものである。この前提的認識がまちがっているのである」（有井、前掲論文、下、『金融経済』188号、67頁）。

だが、逆に敢えて、西山氏や北原氏の議論を擁護していえば、たしかに私的所有は、資本主義にとって本質、あるいは基底なのではなく、一つの結果であり反映であるにすぎないとはいえ、反映の限りでは、やはり資本主義にとっての一つの不可避の必然にちがいないということである。

いいかえれば、生産手段の私的所有は、たんに、資本主義ばかりでなく、今日の「社会主義」も含めて、多くの歴史社会を覆うものであり、資本主義にもつばらな十分条件などでは、到底ありえないが、少なくとも資本主義であれば、私的所有はやはり不可避なのであり、その意味で、これはなお資本主義の必要条件であるにはちがいないということである。

また、だからこそ、資本主義の内部における経済関係の歴史的変化もこうした私的所有の具体的ありようにおける変化に反映せざるをえないのであり、その限りで、筆者も先に述べた通り、（拙稿前掲論文）「所有の基準」は、より深部にある実体の変化を写し出す鏡としての有効性をいささかも失っていないことが留意される必要があると思われるのである。

同様に、この関連で、前掲北原論文も、有井氏のいささか勢いこんだ批判にも拘らず——そして、たしかに批判点そのものについては有井氏の指摘が正しいにも拘らず——後述するように、その内容において多くのメリットを失っていないことに、この段階で、注意を促しておきたいと思うのである。

ところで、「所有」に関連して、次に重要なのは、先にのべたごとく、それ

が、——法律的に発展しようとしまいと——徹頭徹尾、法的な範疇であるということであった。

有井氏の詳細な、マルクスについての文献検証に従えば、マルクスの所有についての基本的理解においても、この点は一つのポイントであったようである。

だが、いうまでもなく、所有がどこまでも法的範疇として理解されねばならないのは、マルクスがそのように理解したからということによるものでは決してありえない。

そうではなく、「所有」をこのように法的な権利能力のレベルで理解しない場合、必ずや所有概念の他概念との混交が起り、それによっていたずらに議論が混乱することにならざるをえず、結果的に科学的認識の発展が妨げられるに至ると考えられるからこそ、「所有」概念についてのかかる限定が必要だとされねばなるまい。

いいかえれば、「所有」をこのレベルで把握することが議論全体の発展にとってもっとも有効であると考えられるからこそ、そういう風に概念整理することなのであり、敢えていえば、もしそれ以外により有効な概念規定がありうれば、その時点で概念規定の方向が改められることもありうると考えられるべきなのである。

とまれ、このように「所有」をあくまでも、法的範疇として把握することがもっとも適切である以上、所有の分析において、とりわけ株式会社における所有の二重化に関して、それらを、法律的所有と経済的所有に分類してみていくことは、やはり認識の混乱をどこかでもたらすことにならざるをえないといつてよいだろう。とくに、こうした分類にあっては、後述するような「会社それ自体」による現実資本の所有が、経済的所有とされることが多く、事実としても、それ自体明白に法的権能以外の何ものでない「会社それ自体」の所有権の存在が、そこではかえって見失われるおそれがある点に注意を喚起しておく必要があると思われるのである。^(注)

(注) 株式会社における所有の二重化に即して、奥村宏氏は、ベトレーム、ドブロイに従って、これを①占有、②経済的所有、③法律的所有の三分割によって把握しようとしておられる(奥村宏、『所有論』ノート)、『証券経済』135号、1981.3このうち、経営者に帰属すべき①は別として②③については、ともに法律的所有ながら所有対象のみが異なる(②は現実資本、③は株券)にすぎない二種の所有を区分するにあたって、ミスリーディングな表現法といわざるをえないだろう。

こうした種の所有の二分法は、西山忠範氏も行っておられ、一見するとそれは奥村氏の場合と同様であるかのようである。すなわち、西山氏も株式会社における所有を、①形式的意義の所有一法的所有一所有権、②実質的意義の所有一経済的所有—支配力、(西山忠範、『支配構造論』、文真堂、1980、18頁)に二分しておられるからである。

だが、西山氏の場合は、「会社財産の所有権はあくまでも会社自身にあり」(同上19頁)という点は、はっきりしており、したがってこの点に照らせば、氏にあっては株主による株式所有及び会社による会社財産所有は、ともに①に入るのであり、②は大株主が株主総会を支配することを通して、会社を支配することを指しているようである。

したがって、西山氏の場合は、本来法的なものである所有を、法的所有と経済的所有に分けるが如き混乱を犯したのではなく、むしろ、本来それ自体所有権ではない「支配力」を一種の所有とする別種の混乱を犯していると思われる。西山氏自身は、かかる設定にそって、株式分散によって株主の会社支配が失くなる状況を所有の形骸化としているが、「株主の会社支配」は本来所有ではない(株主が直接所有するのは株券)以上、このようなこともいえないとせねばなるまい。つまり、ここでも株式の分散だけでは、株主の株券所有自体は一切形骸化していない(株主は少なくとも、株券に対しては、これを自由に処分する権利、一所有権にとって本質的なもの—を維持している)と考えられるからである。(所有の形骸化がもしありうるとすれば、それは、所有すれど、それに応ずる権利の現実的行使が何らかの内容で妨げられている場合に限られるべきだろう)。

ところで、このように、もともと法的な所有を二分割し、一方を法律的所有としつつ、他方をあたかも法律でないかのような、経済的所有とする混乱は、実は、マルクスにもみられる。むしろ、マルクスにあっては、かかる所有の二分割は株式会社論に直接即したものではなく、むしろ、利子生み資本論に即して、例えば、「この形態では、いっさいの媒介は消え去っており、そして資本の呪物姿態は、資本呪物の観念とともに完成している。この姿態が必然的に生まれるのは、資本の法律的所有がその経済的所有から切り離されて、利潤の一部分の取得が、利子という名のもとに、生産過程からまったく切り離された資本それ自体または資本所有者のもとに流れこむということによってである」(「剰余価値学説史」補

録 収入とその諸源泉。俗流経済学—『マルクスエンゲルス全集』(大月)26Ⅲ598頁)とか、あるいは、「彼らは—事実上仲間である。すなわち一方は法律上の資本所有者であり、他方は、彼が資本を充用しているかぎり経済上の資本所有者である」(同上、五、同上 654 頁)と書かれているのである。引用文を注意深く読めば理解される通り、ここで経済的所有とされているのは、所有する対象を自由に処分することを含む本来の所有権ではなく、「充用する」権利つまり、むしろ占有権とでもすべきものである。しかも、こうした占有権も所有者との間の契約によって法的権能として確立しているものである。そのような権利を経済的所有(ökonomisches Eigentum)と表現することは、法的でしかも所有権にあらざる権能をあらわすにあたっては、ミスリーディングな表現であると考えざるをえないだろう。

むろん、ここで筆者は、このような用語法の混乱についてマルクスを非難しようというのではない。問題とされるべきは、せっかくの正しい認識を他の部分でもちながら、このようなマルクスのありうべき混乱については、まったく無抵抗にこれを継承してしまう有井氏にみられ、—そして、実は、ある種のマルクス主義経済学者に常にみられる—教条主義的発想法であるというべきであろう。

② 次に、準備的考察を多少しておかねばならない問題は、さきに書いたように、「資本の人格化」としての資本家を概念的にはどのように把えるかという問題であろう。

旧著執筆段階での筆者自身も含めて、これについては、「資本家とは『資本の人格化』であり、『自己増殖する価値の人格的担い手』であるとする」(柴垣、前掲論文、262 頁)のが、一つのよくみられる理解であるようである。つまり、資本家を規定する「資本の人格化」とは、ここでは端的に、自己増殖する価値の運動体としての資本の運動を担う「自然人を指している」(柴垣、同上 250 頁)、ものとして把えられており、この立場からすれば、当然、「経営者は大株主に委任されて、現実資本の価値増殖運動を担っている人格であり、その意味でれっきとした資本家なのである」(柴垣、同上 261 頁)ということになる。

筆者がかつて「ここでの経営者ないし経営者集団といわれるものは、他ならずこの段階における資本の人格化としての資本家以外のなにものでもない」(拙著 65 頁)といったのも、まさしくかかる柴垣氏の理解とほぼ同方向

の理解であったことはいうまでもない。

だが、少くともマルクスにあっては、「資本の人格化」における人格化 Personifikation という言葉は、必ずしもこのように単純に、それを担っている人間 Mensch といった意味では使われていなかったようである。

有井行夫氏が、前掲論文において、この点を詳細に検証しておられ、しかもその辺が有井論文の一つの主題となっている故、くわしくはこの論文にゆずるが、簡単にいえば、人格とは、「契約を、その形態とする法的関係」（有井前掲論文上 81 頁）において、「自分たちの意思をこれらの物にやどす人格として」（同上 80 頁）あらわれるときに、はじめて問題となるべきものだというのである。

いうまでもなく、このような理解に即せば、また「労働者は、流通過程では人格であるが生産過程ではそうではない」（同上 86 頁）し、ローマ法下での『『奴隷は、交換（交換契約！——有井）をつうじて物を手に入れることのできないものとして』（『経済学批判要綱』S. 911）その人格は否定される』（有井同上下、54 頁）ということになる。

つまり、労働者は少くとも流通過程では労働力商品所有者として、「所与の社会によって規定された権利能力（社会関係）」（有井同上、54 頁）を保有する法的主体たり得、その限りで人格であるが、生産過程では原則として資本に隷属し、奴隷と同様に、法的主体性を、したがって人格性を失うことになる。

このように、人格を法的関係において把える見地においては、当然また「人格と所有とは同一の関係（所有関係）の異なる表現にすぎない。一方は、その主体としての表現（法的人格、権利能力）であり、他方は、その関係としての表現である」（有井同上、上 86 頁）、というふうに、法的権能に支えられた人格を、とりわけ所有権にひきつけて理解することにもなる。

有井氏の研究が明らかにしているごとく、たしかに、これらのことは、「引用された数多くのマルクスの記述よりすでに明らかであろう」（有井同上、86 頁）。だが、先にものべたごとく、マルクスが——そして、おそらく

この場合には「資本の人格化」という言葉の最初の使用者が——このように考えたことが明らかだといって、このことから直ちに、資本の人格化＝資本家がこのような概念内容においても使用されるべきだとは、先駆的に定まるものではない。

だが、こうしたストレートな教条主義をいましめつつも、なお筆者としては、敢えて筆者自身の旧著執筆段階の理解をもしりぞけて、以下、資本の人格化＝資本家については、マルクスに従い、資本の社会関係を、所有を基礎に、これを法的に担う主体として把えなおしていくことにしたい。

というのは、有井氏の研究にも触発されて後、あらためて考察を進めた結果、このような資本の人格化＝資本家の把握による方が、以下にみるように、現代資本主義における資本家の性格、また総じて現代資本主義における特異な階級関係の態様についてよりの確な理解に到達することが可能であると、筆者自らも考えるに至ったからである。^(注)

(注) 先にみた如く、マルクスも所有を正しく法的なものとして把えながら、他方で利子生み資本論においては、資本の所有を、法律的所有と経済的所有に分けるが如き、ややミスリーディングな混乱をみせていた。

しかも、これもすでにみた如く、そこでの経済的所有は、所有にあらざる法的権能（占有権乃至充用権）を所有とすること、及び、それがあたかも法的権能でないかのように表現することの二つの意味で問題を含むものであった。

ところで、先にはそこまで示さなかったが、実は、こうした経済的所有者はマルクスにあっては、機能資本家とされていたのである。ということは、ここでも、資本家を資本の所有者として、しかもそうした所有に支えられて資本の立場を法的に代表するものとして把えていた彼自身が、その立場において必ずしも一貫していなかったということになるのではなかろうかと考えられることになる。つまり、マルクス自身の資本家概念に即して考えればここでの抽象性で考えられた機能資本家は、やはり資本家では本来ありえず、むしろ、たんなる資本家の機能代理人として考えられるべきもののように思われるのである。

二、株式会社と「資本家の物化」

以上、筆者自身の従来理解に対する若干の反省点も含めて、当面の問題に関わる、戦略的基礎概念の再吟味を行った。

次に、かかる諸概念を基礎として、①株式会社における所有関係を、いま一度整理しなおし、②株式会社の発展が、そうした所有関係を如何に変えてきたか、とりわけ、株式会社の発展が、資本家をどのように変えてきたかを見、且③これらを通して筆者がかつて「資本物化の極限化」の進展としたことの内容に、主として階級関係の変容の問題に即して、若干の再検討を加えておくことにしたい。

① 株式会社における所有関係については、すでに多くの論者によってさまざまに異った規定が与えられてきている。だが、そうした多様な規定の変異にもかかわらず、株式会社における所有関係の二重化、又は多重化をもってその特質とすることにおいては、ほとんどの論者が共通しているといって過言ではない。

むろん、筆者としても、こうした共通した理解そのものに反対であろうはずはない。

ただ、すでにのべたことによって明らかな如く、筆者としては、かかる所有の二重化を、株主による法律的所有と会社による経済的所有として把えることは、そもそもいずれも本来法的なものとしての所有の分類として、極めてミスリーディングであり、混乱を呼ぶ元凶たらざるをえない点を強調しておきたいだけなのである。

つまり、株主による所有も、「会社それ自体」による所有も、いずれも法的な権利能力なのであり、それも所有する対象の絶対的な自由処分権を基本とする所有権以外の何ものでもないことで共通していること、ただ両者は、所有する対象が異なる点で相違するにすぎないことを、問題の理解の出発点としておかねばならないと考えるにつきるのである。

ここで、所有する対象が株主では、配当請求権と、(普通株である限りは)議決権をもった株券であり、「会社それ自体」では会社財産、すなわち現実資本そのものであることは今更いうまでもない。

となると、これもすでに、別稿(前掲「法人資本主義と『日本的経営』」)でみたように、生産諸条件と生きた労働の対立が、労働力をも含めた商品形

態の一般化によって包摂されているのが資本の社会関係の特質である以上、そして資本家がこのような資本を人格的に代表する生産諸条件の所有者である以上、株式会社において、直接この資本家の立場にたつものが、「会社それ自体」であることは、いまや明らかであるとせねばならないだろう。

なるほど、株主もまた所有者にちがいないが、彼が直接所有するものはせいぜい貨幣資本に擬せられるべき株券なのであり、したがって、彼はさしあたりは生産過程における資本関係の外部に押し出された貨幣資本家ではない。

つまり、株式会社にあつては、少くとも産業資本に即して考えられるべき本来の資本家は、最初から自然人であることを止めており、その意味で「資本家の物化」はまさにその出発点なのである。

だが、「会社それ自体」に法人格が与えられ、それによって会社資本家の登場が可能となっても、資本家の行うべき現実の法的意思行為そのものを、物である会社が直接行うことが出来ないのはいうまでもない。それは、結局自然人を通してしか行われえず、したがって、かかる資本家の機能を現実代行する自然人が誰か、またそうした代行者がどのように決められるかが株式会社問題における一つの焦点となってくることになるだろう。

まず、株主総会が「会社それ自体」の意志を決定する最高機関である以上、株主総会の決定を事実上左右しうる大株主がいれば、そうした大株主こそが、「会社それ自体」の意思行為を代行することになることは、疑いの余地がない。しかも、かかる場合、大株主はたしかに形式的には株券の多数を所有する大貨幣資本家にすぎないだろうが、「会社それ自体」の名において現実資本を実質上所有する本来の産業資本家であるとも考えることも不可能ではない。北原勇氏は、かかる株主の所有を、「会社それ自体」による現実資本の直接的所有に対して、現実資本の間接的所有とされた（北原、前掲論文）が、それはまさしくこのような意味で理解することができよう。

とはいっても、ここで大株主とて、直接には現実資本をいささかも所有しない。だが、それでも、ここでは会社の特定個人資本家への帰属は、はっ

きりしており、しかもそうした個人の「所有権」が背後を支えている以上、「資本家の物化」は、ここではなお形式上のことにとどまっており、且、資本の所有＝支配における個人性の止揚もいまだ基本的にはみられないとせざるをえないだろう。

② 「資本家の物化」は、かくて株主総会を支配するに足るほど大きな個人大株主が、④株式分散、もしくは⑤大株主の法人化等に媒介されて、消滅していくにつれて実質上も進展するということができよう。

ここで、④⑤の二つの場合にあっては、もちろん事態の展開は同じではありえない。だが、いずれの場合にあって、「会社それ自体」が名実ともに資本家であることがますますはっきりしてくることににおいては変りはない。

むろん、ここでも会社は、自然人を通してその意思行為を現実に行う。そして、そうした会社資本家の機能を代行する自然人＝経営者は、ここでも会社機関を通して決められてくる以外にはありえない。

ただ、株主の変質を通して、ここでは株主総会もしばしば形骸化ないしは弱体化することになり、本来株主総会によって選ばれたはずの取締役会（経営者組織）の如き、いわば経営者の自選機関とでもいうべきものが、事実上は、逆に決定の中心に坐ってくることになる。

だが、いずれにせよ、こうして選ばれて会社の資本家機能を代行することになる経営者は、いくつかの点でかつての大株主と異なることは明らかであろう。

第一に、経営者は、自ら直接には何も所有せず、その点で、如何なる意味でも彼らは資本家そのものではない。

第二に、こうして自己に直接帰属する、法的権能（所有権）を直接の基礎としていない以上、ここでの経営者が、特定の個人（又は諸個人）に固定されるべき必然性ははじめからないことになる。

かくて、経営者組織としての取締役会が複数の取締役によって構成されるという形式上の問題にとどまらず、実質的にも、会社において経営者機能に participate するものの範囲さえかならずしも明確には確定できず、経営にお

ける集団性は、いわば不可避の必然となってくるのである。

いずれにせよ、以上の意味で、この段階にあってこそ、「資本家の物化」が名実ともに前面に出てくるばかりでなく、資本支配における個人性の止揚も極まるとみることができよう。^{(注1) (注2)}

(注1) 資本家の機能代行者としての同じ「経営者」であっても、それが、大株主資本家の機能代行者であるか、会社資本家の機能代行者であるかによって基本的に異なることはいうまでもない。すでに明らかな通り、ここでは、「経営者」をもつばら、後者に即して論じたが、それらが前者のタイプの「経営者」とどのように異なるかは、それ自体あらためて究明されるべき課題の一つとなろう。

(注2) 北原勇氏の議論は、先に有井行夫氏の北原批判の紹介で示したような欠陥をもっていたのは事実であった。だが、こうした欠陥にも拘らず、北原氏にあっては、①株式会社における所有の二重化を株主による株券の所有と「会社それ自体」による現実資本の所有に分け、②「株主総会や取締役を牛耳ることをつうじて、『会社それ自体』に属する所有権をいわば横奪し、この現実資本の所有にもとづく支配力をわがものとする」(北原前掲論文296頁) 大口株主の現実資本の間接的所有が、現代では株式の分散や経営管理機能の複雑化によって「異常事態以外には」なくなり、「現実資本の直接的所有が株主から離れていくという関係が深化成熟し、現実資本の直接的所有が『会社それ自体』にあるということがまさにしかるものとして現われてくる」(同上、296頁) ことを明らかにし、かつ③「経営者の支配」も『所有なき富の支配』では決してなく、『会社それ自体』の『所有にもとづく権力』のいわば組織的代行なのである」(同上、298頁) を適切にとらえているかぎりでは、おおむね正鵠を射た把握が行われていると評価することができる。

③ ところで、名実ともに「会社それ自体」が資本家となる——少なくとも自然人資本家のいない——上のような段階も、先の②のケースと⑥のケースではやはりいくつかの点でちがいが出てくることとならざるをえないだろう。

たとえば、③、つまり株式の分散によって支配的な大株主がいなくなった状況では、株主の形式上の貨幣資本家性は実質において極まることになり、経営者の産業資本家機能の代行は、客観的な利潤原理のほか何ものにも拘束されないものになりえよう。

とはいえ、ここでは、株主の貨幣資本家性が純化してきているだけに、「シ

ティの原理」の如きが、明確に働き、貨幣資本家である株主をひきつけるに充分な配当政策は、経営者に対しての、のがれ難い拘束となることになるだろう。

大株主は存在するが、それらが基本的に法人化した先の⑩のケースにあっては、反対に、経営者は、背後の個人ではない法人大株主の意思を代行するそれら関連会社の経営者から何らかの干渉をうける可能性のある立場に立たされることになる。その代り、法人大株主の中には——とりわけ金融機関以外のそれは——必ずしも貨幣資本家として純粹でない可能性があり、配当の積極的意義は次第にうすれ、低配当の定着によって当該会社の経営者の自由度はかえって高められる一面ももつかもかもしれない。

事実、わが国の法人資本主義下における「企業集団」の株式結合においてみられるごとく、こうした法人持株は、柴垣和夫の表現にしたがえば「同一集団に属する企業の一体化＝結集という意義をもつものとして評価され」（柴垣、前掲論文 264 頁）、るべきものをもってあり、相互に相殺されうるような配当（西山氏のごとく持合それ自体を相殺すれば、企業集団結集の意義そのものが見失われてしまう）の高低自体は、資本市場における会社の信用を守る以上のものであれば、とくに問題となりえないのである。

日米における状況の相違は、まさしく上記の④と⑥をそれぞれ代表した結果とも考えられるが、この点についてはいずれにせよ今後の実証研究に期する他ないというべきであろう。

ところで、「資本家の物化」が名実ともにそなわった現代資本主義において、これ以上に興味ある重要問題は、おそらく、このようなタイプの比較ではなく、かかる資本主義の段階における階級関係の問題、そしてそのことの当然の結果として、現代資本主義の資本主義性の問題ということだとしても過言ではないだろう。だが、こうした設問に対しては、——現段階でも、私的な「会社それ自体」による現実資本の私的所有に基いた会社資本家の存在があり、しかも経営者がその機能を現実代行している以上——やはり、資本主義的階級関係は依然として存続しているということが、一応、回答の出

発点たらざるをえないだろう。

とはいえ、すでにみたように、資本の社会関係にとって、所有はそれ自体「土台」をなすのではなく、基本的には、あくまでも、より根底にある生産諸条件と生きた労働の関係を反映するものでしかない。

つまり、いまの問題との関連でいいおせば、私的な「会社それ自体」による現実資本の所有における私的性格自体が、基底にある生産関係の実体の如何によって、その実質上の内容を変えてくるだろうということである。

いいかえれば、「会社それ自体」は、法的には実在していても、本来的には一つの擬制なのであり、そこでは個人としての自然人にみられるような明白な私的性格は先験的には存在していないのであり、だからこそ基底にある関係次第によって、その私的性格にも、おのづから幅が出てくるだろうと思われるのである。

要するに、基底にある生産諸条件と生きた労働との分離対立の実態そのものが、より本質的なものであり、したがってその分離対立のつよさによって「会社それ自体」の私的性格もまた変っていくと考えられるのである。

さらに、こうして「会社それ自体」の私的性格が一定の曖昧さをもつ以上、かかる段階——会社が名実ともに資本家になる段階——そのものが、生きた労働と生産諸条件の分離対立の弱まりを、ある程度反映していると考えるところも可能である。

だが、同時にかかる状況下での階級関係の見えにくさによって、階級支配の責任が、物化した資本家という妖怪の陰に隠されていく危険性もまた存在するとしなければならないだろう。

その上、「会社それ自体」の機能を代行する経営者集団が実質上どの程度に拡がっているか、あるいはそうした会社機能に対する社会的統制がどの程度に可能とされているか等にも、その資本主義の階級性なり資本主義性が直接にあらわれてくると考えられよう。

いずれにせよ、階級に関連しての「マルクスのたてた公式は、ここでもはや通用しなくなっていた。資本は本来の形態を失ってしまったが、それは

何千という株主に分散所有されたためではなく、企業自身が資本を所有するようになったからである」(ロドニー・クラーク「ジャパニーズ・カンパニー」, ダイヤモンド社, 1981) という言葉が、少くとも日本のような法人資本主義下では、真剣に検討されてしかるべきといえよう。

三、諸批判への回答

以上の準備的考察をふまえて、以下、順次拙論への諸批判に答えていきたい。

むろん、ここで、上記の準備的考察が、以下の回答においてすべからく関係してくるとは限らない。回答は、当然、批判者の指摘に即して行われ、かならずしも筆者が自ら積極的に用意した設定にもとづくものではないからである。だが、そうした直接の関連は別として、やはり、以上の考察は、現段階の筆者の認識にとって不可欠のものであり、以下の回答全体に対してベースとなっていることには変りないといえよう。

① 拙論への批判の第一のタイプは、拙論が論じきれなかった空白部分を指摘したものである。

問題となっている空白部分が、重要であろうとなかろうと、この種の批判は、いわばいつの場合も有限たらざるをえない人間の行為の当然の限界を敢えて問題とするものであり、拙論そのものに即した批判とは決してなりえていないものである。

たとえば、坂井昭夫氏は、筆者が国家の政策の意義を、現代資本主義論において特にとりあげなかったとして、次のように指摘されている。

「富森氏が『資本物化の極限化』の論理をもって、国家独占資本主義論の『経済学的貧困』を論難されるのに対しては、『土台の変化を看過してはならない』との指摘こそ率直に聞かれるものの、筆者としては相当の疑念を禁じえない。乱暴な表現をあえてすれば、国家独占資本主義下では、土台と上部構造の作用、反作用の関係を抜きにした土台の孤立的な運動などそもそもありえない。むしろ、土台と上部構造との間の緊密な結びつきが発生し、それが金融資本の資本蓄積を補強する方向で、不断に多様な形態をとって進展することこそが、独占資本主義

の経済の発展法則なのであって純粋な土台だけの発展法則を抽出せんとすることにははじめから無理があるのではなからうか。氏のまとめられた株式会社の発展段階そのものが、日本の自己金融現象が日銀のオーバーローンや政府の財政投融资を前提にはじめて生み出された事実一つをとっても納得されるように、国家の政策を離れてはとうてい考えられそうにないのである」(坂井昭夫『『法人資本主義』論についての覚え書』、『経済科学通信』21号, 1978, 71頁)。

ここでの坂井氏の指摘は一応もっともな一面もっている。だが、筆者も、最初から「純粋な土台だけの発展法則を抽出せんと」したのでは決してなかったのである。すでに、旧著の「エピローグ……残された諸課題への視角」1, 国家独占資本主義論との関係(拙著202-207頁)に示しておいた如く、筆者としても、実は、坂井氏の指摘されたような問題をこそ、今後の筆者の課題の第一にあげ、合わせて旧著執筆段階で、この問題の関連で考えられるだけの議論の方向を若干ながら示しておいたのだった。

引用文に先立って、坂井氏は実に詳細且的確に拙論の要旨を紹介しておられるが、こうした氏の行きとどいた気くばりにも拘らず、この拙著の最後の部分が、氏において目こぼれになっていたことは、この部分が氏の拙論に対する唯一の批判部分にまさしく直接に関連しているだけに、誠に残念であるという他ない。

いずれにせよ、坂井氏の指摘をあらためて待つまでもなく、筆者が自認していた課題は、なお課題として残されている。その点は、あらためてここで確認するにやぶさかではないが、同時にかかる課題の残存自体が、直ちに拙論の既展開部分をいささかもそこなうことにはなりえないことも、ここで確認しておきたいと思うのである。

ところで、上のような坂井昭夫氏と同類の指摘は、二宮厚美氏からも寄せられている(二宮厚美「法人資本主義論と階級論」『経済科学通信』25号)。だが、二宮氏の場合は、以下にみるように、いささか不当ともいえる乱暴な議論がなされている故、敢えて若干の反論を加えておかざるをえない。

まず、二宮氏によれば、『『日本の経営』なるものは、一種の企業官僚制であって、今日の企業官僚制が国家官僚制との相互関係をぬきにして論じられ

ないことが基本的常識である以上、『日本の経営』をエートスや風土とからませて議論することは、いかにも常軌を逸脱したものといわざるをえない」（同上 22-23 頁）となる。

引用文の前半部分は、「日本の経営」についての二宮氏の粗雑な理解は別として、一応坂井氏の指摘と表現は異なるが同主旨のものと考えてよいようである。したがって、これについては筆者としては、すでに坂井氏に対していったのと同じことをここでくり返す必要もない。だが、問題は どうしてそのことから『日本の経営』をエートスや風土とからませて議論することはいかにも常軌を逸した」ことになるのかということである。明らかに、この両者は何ら論理的につながっておらず、それにも拘らず、「常軌を逸脱した」云々とするのは、文字通り人を誹謗する表現以外の何ものでもないというべきであろう。それどころか、こうした没論理的誹謗的ものいいこそ、むしろいささかでも「経済科学」を標榜する雑誌にあらわれるべき論稿としては、「いかにも常軌を逸脱している」と考えないわけにはいかないだろう。

ついでにことわっておくが、筆者はなるほど『日本の経営』をエートスや風土とからませて議論する」ことを何ら否定しないが、そのことはエートスや風土が経済的歴史と無関係であることを決して意味するものではない。このような上部構造的なもの、まさしく坂井氏もいうように、土台と作用、反作用の関連にあるのであり、経済関係の歴史がエートスや風土を規定し、且そうして形成されたエートスや風土が経済関係に影響していく全関連を正しく理解することがわれわれにとっての課題であるといえるのである。

なお、上記のようないささか不当にして粗雑な論法は、二宮氏にあっては、これにとどまらない。

たとえば、氏は先の引用文にすぐ続けて、「『日本の集団主義論』にいたっては、ジャーナリズムの流行が準備した枠組内での議論に他ならず、そこと結びつけて労働者階級の資質や運動課題を展開するときにはかならず一面的議論が登場することになることは不可避である」（同上 23 頁）、としておられるが、ここで、(1)「日本の集団主義」論が、どうしてジャーナリズムの流行が準備した枠組内での議論ということになるのか、あるいは(2)そうし

たジャーナリズムの流行が準備した枠組内での議論ならば、なぜ「かならず一面的議論」になるのかといったことは、全然説明されていない。

論理ぬきのこうした断定的論難は、率直に言って、「日本的集団主義論」ばかりでなく、真摯なジャーナリズムをも不当に誹謗するものであるとしないわけにはいかないだろう。

以上、まさしく「常軌を逸脱して」いるとさえ言って過言でない、二宮氏の乱暴な没論理的論難に対しては、氏の反省を、ここに厳重に促しておかないわけにはいかない。

だが、このことの故に、二宮氏のすべての議論を洗い流してしまうような非科学的な態度は、また筆者の好むところではない。

たとえば、氏が「70年代前半の『法人資本主義論』」がそれなりに対象とした大資本の寄生的利得の獲得を金融資本論において正当に位置づけ、金融資本の寄生性と所有特権に根ざす寄生的階級の一步つっこんだ理論化をはかる課題があがってこよう」(同上、22頁)としておられることについては、「金融資本論において正当に位置づけ」るのがよいかどうかは別として、一応「法人資本主義論」なり、筆者の旧著なりが残している課題をついでいる限りで、それなりに首肯できるものであるといえなくもない。

だが、こうした点についても、先にみた如く、たんにある種の議論の取り上げなかった空白の指摘だけではその議論それ自体を批判したことにはなっていないこと、しかも、筆者についていえば、前掲、旧著「エピローグ、残された諸課題への視角」⁴、独占資本主義の一般的問題との関連、その他、において示したように、かかる課題の存在をも充分自覚していたことを、ここでも特にいいそえておく必要がある^(註)と考える。

(注) 上述した如く、二宮氏の我々への批判の多くは、「科学的見地からの批判」とは到底いいがたい、デマゴギッシュなものでしかない。

にもかかわらず、かかる二宮氏の議論を直接指示して「それらの諸見解の一部については、すでに科学的見地からの批判が現れている」(角谷登志雄「日本経済と六大企業集団」、新評論、1982、157頁)という一片の言葉によって、あたかも、われわれの「法人資本主義論」に対する適切な批判が終えられたかのような

追認が行われている。批判にあらざる一方的断定でも、こうした追従を受けることによって、時には正当な科学的論議をいわばファッション的に葬ってしまう力もちかねない。そのいみで角谷氏のデマゴギッシュな付和雷同型論法には、一種の空恐しささえ感じさせられるものがある。

② 坂井、二宮両氏の基本的にはないものねだり的な拙論批判とはちがって、西山忠範氏は、いわば真正面から拙論の「粉碎」をめざしておられ、——氏の、やや荒っぽい議論のすべてに答えていくことが、どれほど生産的でありうるかどうかについて、いささかの疑問なしとしないが——一応、これらにやはり真正面からお答えする必要があると考える。

また、西山氏の拙論批判は、④積極的に拙論の一部に加えられた批判、及び⑥筆者の西山批判に対する反駁に分けられている故、以下ここでの西山氏への筆者の反論も、この順序に従って進めていくことにしたい。

④ 西山氏の拙論批判の第一点は次の点である。

すなわち、「富森氏のいう『資本物化の極限化』などというものは、現実には存在しない幽霊のようなものか、ないしは内容空虚なたんなる観念の遊戯にすぎない」とし、且このような「証明できないようなことを主張するのは観念論であって、『科学』でない」(西山忠範前掲書 85 頁) とする批判である。

いうまでもなく、筆者としても、「資本物化の極限化」あるいは「資本家の物化」という戦略概念の当否については、かかる基軸から構築される現代資本主義論の、現代の諸事象全体に対する経済学的説得性を考えつつ、今後自ら再検討を加えていくのにやぶさかであるわけではない。

だが、かといって、西山氏の上記のような指摘は、それこそ社会科学の本質をわきまえない暴論であるとしなければいけない。

なんとすれば、凡そ科学にあっては、それがたんなる具象羅列でなく、それなりに科学的なものを目ざすものであればあるほど、いくつかの抽象概念が分析上の装置として不可欠なのであり、にも拘らず、そのままでは「現実には存在しない」故に、直接には「証明できないようなことを主張するのは

観念論であって、『科学』でない」といってしまえば、凡そ科学的な理論構築などは、はじめから不可能とならざるをえないからである。

至って初歩的な問題であり、あらためてこのような議論をしなければならぬこと自体がいささかはばかられるが、敢えて西山氏のために次の区別、つまり、凡そ事実全く根ざさない観念論と、事実に基づきながらも科学的分析上の必要から抽象化された——そして抽象化された限りで、直接具象的には立証できない——抽象概念との区別を明確にしておきたい。

そして、また筆者のいう「資本物化の極限化」概念も、株式会社の発展とともに事実として次第に進んできた個人所有＝支配関係の消滅に基いた一つの理論的抽象なのであり、仮にそれがそのままに存在証明しえないからといって、そのことによってはいささかも観念論であるわけではないことを確認しておきたい。

先にもふれた如く、こうした表現に対しても批判がありうるとすれば、あくまでも、それは、この概念が、現実を説明する論理体系の一環としての抽象概念として有用性を欠いていることを、根拠をあげて指摘するようなたぐいのもの、つまり、西山氏自身の言葉によれば、「ある範疇についてどちらの思考による方が説明しやすいか」(西山、前掲書 19 頁)を基準とした上で出されてくるたぐいの批判でなければならない。

筆者としても、このような立場からなされうる建設的な批判に対しては、西山氏からであろうと誰からであろうと、心から、歓迎するものであるが、そうではなくて、今回の氏の指摘のような、概念の抽象性そのものを問題とする謬論との間では、科学的に価値ある討論の発展そのものが不可能である^(注)と考えるわけにいかないのである。

(注) 西山氏が筆者を攻撃される場合に、再三いわれていることの一つに富森は、「現代日本社会の現状についての実態分析を」(西山、同上、87 頁)していないというたぐいの批判がある。(同様の指摘は同上 90 頁)。

筆者は、たしかに株式会社の歴史そのものについては、一部の実態分析を除いて、多くを他の人の研究に負っている。しかし、現代日本の現状についての実態分析をしていないなどという氏の指摘は、氏が筆者を批判するにあたって筆者に

ついでに、いかに粗雑な理解しかもっていなかったか、あるいは、これも例によって事実をゆがめる氏一流の「カラクリ」であるのか、ともかく筆者としては驚きのほかない。(奇妙なことに、以前に西山氏は、拙著を引用するにあたって、「その著『現代資本主義の理論』とせず、「その著『現代日本資本主義論』(新評論 1977)」(西山、「法人資本主義論批判」、『武蔵大論集』26 巻 5, 6 号 73 頁)としておられた。今回の富森は日本の実態分析をしないという氏の新たな論難は、あるいは、その時の誤りの氏なりの訂正であったのかもしれない!?)

いずれにせよ、あくまでもこのように不当な中傷をしりぞけ、且抗議するために、あえて確認しておくが、筆者は当初むしろ「現代日本社会の現状についての実態分析」しかやっていなかったものであり、理論的作業はむしろこのような実態分析を積み上げた後に、比較的最近になって行ったにすぎない。

とくに、こうした主として 1960 年代を通してなされた、日本経済の実態分析に関する筆者の研究で(他の研究誌に執筆したものは別として)、北大『経済学研究』に執筆したものについては、北大『経済学研究』100 号記念号(1982 年 6 月)、が、幸なことに、たまたま既掲載論文全部の総目次を収載しているので、さしあたりこれを参照されることを望んでおきたい。

西山忠範氏による拙論に対する積極的批判の第二点は、拙論の「根本的な欠陥は、たんに『所有』という極めて限定された一つの社会関係だけから支配関係のすべてを説明しようとしているところにある」(同上 86 頁)という批判である。

たしかに、筆者は、西山氏のような地位、信仰、暴力等による支配については、特に言及しなかったばかりでなく、とくに、「所有以外にこうした経営介入への道がないという資本主義的所有制の原則」(拙著 62 頁)が経営者支配を支える前提となっていることを強調しておいた。

だが、こうした指摘における筆者の主旨は、あくまでも、資本主義下では支配を決める法的権利能力関係で、基軸になり原則になるのは所有であり、それ以外のもの(例えば、債権、占有、暴力、信仰等)は——あるとしても——原則からそれたところで、所有権を補足又は代替しつつ支配を基礎づけることにしかならないこと、だからこそ有力な個人所有者がいない状況が、現実資本の所有者でもある経営者の立場をこの上なく強化するに至っていることを強調するところにあった。したがって、このような context で、「所

有という、一つの社会関係[・]だけから支配関係のすべてを説明しよう」ということなどは、筆者においては、はじめから問題にもならなかったのである。

もっとも、西山氏や、またこの問題に限っては西山説を支持される柴垣氏（柴垣、前掲論文 264-265 頁）の指摘されるごとく、経営者の立場を、筆者のように、有力な個人所有者の欠如によるというふうに、あくまでも所有＝支配原則をネガティブな基軸にしてのみ説明しようとするのではなく、よりポジティブに、「地位」（もしくは「占有」）によって基礎づけられたものとして説明する方が、一見より説得的にみえるのも事実であらう。

だが、こうして、「地位」なり「占有」が経営者の支配の直接の基礎であることを認めるとしても、さらに問題は、その「地位」なり「占有」が如何にして与えられるのかという「地位」や「占有」そのものの前提の問題に発展しないわけにいかないだろう。

そして、かかる「地位」や「占有」の前提こそ、私的法人としての会社それ自体による現実資本の所有という「所有」によって規定されている関係が、見のがされてはならないことになる。

つまり、「会社それ自体」が、会社の現実資本を所有しているからこそ、会社機関が経営者に、会社を支配する「地位」なり現実資本の占有権を与えるのであり、こうした「所有」に基礎づけられた背景ゆきに、「地位」や「占有」が先験的に与えられることは到底ありえないといわなければならないのである。

ついでにいえば、このような基本的規定関係があればこそ、経営者たらしとする者にとっては、会社機関への access が何よりも不可欠となること、またそのために、④会社機関を支配する大株主（個人であれ法人であれ）がある限りは、それら大株主への access が、もしくは⑤そうした大株主が存在しない場合には、既に「会社機関」を支配している経営者集団そのものの access が、不可欠の媒介要件とならざるをえないことも、ここで確認することができよう。

もっとも、筆者が、このように所有原則を再三強調するからといって、そ

のことは何も、私的所有こそが、資本主義を決める唯一のポイントであるというのではない。

この点は、すでに本稿一の①で論じたことなので、ここではくり返さないが、要するに私的所有は、あくまでも資本主義の一つの必要条件の限りで、資本主義のメルクマールとなっているにすぎない。

だが、仮にこのような限定されたメルクマールであるとはいえ、それはやはり資本主義を通して貫徹しているものであり、ここでは、とりわけ、現代の経営者支配も、また「会社それ自体」による所有という私的所有によってこそ支えられているという形で貫徹している点が注目される必要があるのである。

思うに、西山氏の場合も、また西山氏を基本的には批判された柴垣和夫氏の場合（とくに本稿一の①注記参照）も、ともに法人資本主義下でのかかる私的所有の貫徹を見おとすという点で共通する誤りを犯しておられたようである。両者の相違は、にもかかわらず西山氏が極めて素朴に、このことによって資本主義の崩壊を主張するに至られたのに対し、柴垣氏の場合は先一の①でみたように——氏のある意味ではより深い資本主義把握が、この場合は却ってあだとなって——所有基準そのものをわきへ追いやり、且これに、「資本の人格化」についての誤った規定を上をのせすることで、ジレンマを切りぬけねばならなかったという点にあるといえそうである。^(注)

(注) なお、西山氏は、以上の点に関連して「介入力を発揮しえないような者は、もはや『所有者』ではないのである。いったい富森氏は『所有』ということをもどのように理解しているのであろうか。株主のなかに『所有者』が存在しなければ、株主を構成員としている株式会社の崩壊はもはや明白ではないか。また富森氏は『所有による支配という法的原则』などというが、そのような『法的原则』などは最初から存在しないのである」(西山同上 87 頁) とも書いておられる。

いわれるまでもなく、たしかに現代のわが国の大会社では基本的に介入力を発揮しうる個人大株主は存在しない。しかし、もともと株主が所有するのは株券なのであり株式会社の現実資本そのものではない。したがって、会社そのものへ介入力を発揮できなくても、株券の、自由処分権をもっている以上、株主の、所有権自体は何ら侵されていない。しかも、このこととは別に会社による会社財産の

所有は、法的に確立しているのであり、そうした所有の二重化をこそポイントとする株式会社は、ここでは会社機関を左右するほどの議決権を集中した大株主がいろいろいなかろうと、ぜんぜん崩壊などしていないのは明白であるといえよう。

西山氏の場合、一応氏なりに株式会社における所有の二重化を追究しようとする方向があったにも拘らず、なおそこに混乱があったため、結局、肝腎なところで、所有の二重化の内容を捉えそこない、その結果事実としてなお敵存を続ける株式会社のありもせぬ崩壊を、ひたすら空しく叫びつづけることになったのだともいうことができよう。

㊤ 以上、西山氏の拙論に対する積極的批判部分に関連して、筆者の反論を書いてきたが、西山氏は、先にふれたごとく、この他にも、筆者が先に書いた西山批判にも反論を加えておられる故、次にかんたんにそうした西山氏の反論に関して論じておきたい。

幸なことに、ここでいくつかある論争点のうち、もっとも「重要なのはいうまでもなく」(西山、同上88頁)、西山氏が法人間の株式持合を相殺されてしまわれる点にあるということで、西山氏と筆者は完全に一致しており、他は比較的マイナーである故、さしあたりはこの点に限ってみておくことにしたい。

いうまでもなく西山氏は、今回の反論において再度、氏のいう勢力指標の相殺をくり返し主張される。その上、さらに「持合をしている会社間において、その持合分に相当する額の資本が存在しない」こと、したがって、「資本が存在しないのにどうして『資本に基く支配』がなし得ようか」とされ、且このことは筆者がいうように『『株主の権利に何の影響もない』どころか実質上権利を消滅させてしまうのである。『何の影響もない』のは、単に形式上の形骸だけのことである。そのようなものこそ、富森氏が最も嫌う『カラクリ』であり、上部構造にすぎないではないか。富森氏の所説は、経済的な実態を無視して上部構造としての法形式に従属する逆立ちした議論である」(以上、西山、前掲書89-90頁)として筆者に反駁しておられる。

この辺の西山氏の議論は、柴垣氏による適切な指摘で明らかにされたように、資本概念についての無理解があるだけでなく、所有の性格についても把

握の誤りがあり、そのため少からず混乱した議論となっている。したがって、まず、そうした概念の正しい理解を確認する作業をやりながら、氏の今回の議論への反論を試みておきたい。

第一に、資本とは、柴垣氏も指摘されたように「自己増殖する価値の運動体」以外の何ものでもなく、株式の持合関係をどう操作しようとも、それによって失くなったり、現われたりするものでないということである。

たしかに、同額の株式が持合われている場合、それは「資金」（貨幣資本形態における資本）の移動が相互間に皆無であることと充分両立できることになるが、なくなるのはその場合でも、所詮「資金」の流れにすぎないことが見落されてはならないのである。

つぎに、「株主の権利」は、たしかに法的な一つの権利であるが、そうした法的権利自体は、持合によっていささかも損われるものでなく、またそうした権利を、「単に法形式上の形骸だけだ」と片づけてしまうこともできないことを確認しておかねばなるまい。

むろん、すでにのべた如く、株主の権利はさしあたりは、株式の所有に基づくものであり、会社の現実資本の所有を直接意味するものではない。だが——率直に言って、この点は筆者も前著執筆段階では、未だ明確でなかったのだが——実は、所有権は、もともといずれにせよ徹頭徹尾法的なものなのである。つまりその限りで、現実資本の所有も株式の所有もいずれも「上部構造にすぎない」。しかし、上部構造は上部構造の限りでいろいろな意味をもっており、上部構造的な法的権利能力だからといって直ちに形骸であるといってしまうえば、それこそ社会科学上の議論の多くは、不可能になってしまうといわなければなるまい。

(注1) 上部構造は、下部構造を反映する。したがって、もし基礎となり、土台となる下部構造を、全然反映しない上部構造だけのひとりあるきのようなものが仮にある限りで、それを「形骸」というべき状況がはじめて出てくると考えられよう。

(注2) 以上、西山氏の筆者への反論は、基礎概念についての全くの無理解に満ちており、筆者の西山批判への反駁としては到底力をもちえない故、これ以上論ずることはしない。あらためてかつての筆者の西山批判を参照されることを望んでおき

たい(拙著、第2章第1節)。他よりマイナーな点についても、筆者は西山氏の今回の反論に納得しているわけではないが、ここではそれも割愛し、もし必要があれば、後日あらためてとりあげることにしたい。

③ 諸批判への回答の最後として、筆者がとりあげねばならないのは、最近柴垣和夫氏によってなされた拙論への批判に対するそれである。

とりわけ、同氏は、最近の労作「いわゆる法人資本主義についての覚書」(『社会科学研究』33巻, 5, 6号)、において、とくに一節(同上, 三 富森虔児教授の「資本物化」論)をもうけて拙論を論じておられ、そのこと自体筆者として光榮の至りであるばかりでなく、より以上に、同氏のこの論稿が、「古典的帝国主義段階から国家独占資本主義の時期を通じて、金融資本が支配的資本であることに変わりはないといっても、このことは、金融資本の態様に変化が生じることまで否定するものではないということである」(同上 245頁)という認識の上に立って、とくに「金融資本の態様の変化」の問題が、「大内説を起点とした国家独占資本主義論の系譜では、かならずしも十分な検討がなされてこなかったといっている」(同上 246頁)という率直な反省を行っておられる点は、まさしく筆者の主張点の一つが従来の国家独占資本主義論のこのような弱点の指摘にあったことに照らして、筆者としてもこれを心から歓迎しておきたい。

また、同氏が、この論稿の中で、たんに拙論の批判を試みられただけでなく、拙論に「触発されて」(同上 258頁)氏独自の資本物化論と、それにもとづく現代資本主義論の補足をめざしておられる点も、筆者には大変興味もたれるのであるが、残念ながら現在の段階では、こうした氏の議論も、氏「なりの中間報告」(同上 266頁)にとどまっているとのことであり、それらの完成については、氏の今後の研究の発展を期して待つほかない。

したがって、ここでは氏の議論を積極的に検討するのはさし控えざるをえず、さしあたりあくまでも受身の立場で、今度氏によって拙論に加えられた批判部分についてのみ、一応のお答えをしておくことにとどめておきたい。

まず柴垣氏の拙論批判は、次の点からはじめられる。

すなわち、筆者が、「資本物化の極限化」＝「資本における個人（所有）性の止揚」を軸とした現代資本主義的發展の諸結果として何点かの指摘（①利潤原理の純化 ②利潤形態の多様化 ③他資本との結合融合癒着における資本の流動性開放性の強まり ④国家の経済介入の広がりときめ細かい密度の拡大に対する条件整備 ⑤ individualism から集団主義への資本主義のイデオロギーの変化 ⑥その他）（拙著 22-25 頁）を行っていることに関して、同氏が「後段の第一点（上記の⑤…筆者）すなわち国家介入の点をのぞけば指摘されている諸点がかりに事実として認められるとしても、それらがいかなる意味で国家独占資本主義に固有の関連性をもつかという点が、ほとんど説かれていないことである」（同上 253-254 頁）とされ、且それが「国家独占資本主義論にどう結びつくのか、という点がはなはだ不明確なのである」（同上 254 頁）点である。

だが、率直に言って、この部分については同氏の拙論に対する誤読が明らかであり、したがって、ここで同氏の上記の不満に対して、真直ぐお答えするような議論の展開はすることはできない。つまり、筆者は、ここではあくまでも基軸としての「資本物化の極限化」と現代資本主義に見られる諸現象（むろん、その中の一つとして国家の経済介入といった現象も含まれる）全体との関連を見ようとしたのであり、「国家独占資本主義に固有の関連性」といったことははじめから問題となっていなかったのであり、したがって、その点が「ほとんど説かれていない」のはここでの問題提起の方向からいっていわば当然でもあったからである。

むろん、筆者には「資本物化の極限化」と国家独占資本主義的現象との関連を、前者による後者の規定を主軸とした関連で考察しようという問題意識自体は一貫しており、この点については課題を今後に残しながら（拙著、「エピローグ、残された諸課題への視角」）も、可能な若干の議論は随所で行っておいたのも事実である。

だから、もしそうした「資本物化極限化」と国家の経済介入の関連について、筆者が直接論じた議論について仮に批判がなされれば、それらについて

論じることは、おそらく筆者自らが示した残された課題のそれなりの解決にとっても、有効な議論となりうるだろうとも思われるのである。

だが、同氏は、この点では先の坂井昭夫氏とちがって極めて注意深く、筆者の書いたエピローグの主旨をもくみとられた上で、その辺に敢えてふみこむことは、「ないものねだりというべきかもしれない」(同上 245 頁) とされ、敢えてこれ以上はつっこまれない。

その代りに、同氏は「じつは教授(筆者)の方法そのもののなかに、もともと、国家独占資本主義論と結びつきにくい、あるいは結びつきえない難点^(注)がふくまれていると思われる」(同上 254 頁) とし、その関連で「資本における個人(所有)性の止揚」=「資本物化の進展」を基軸として、資本主義の現代資本主義化に至る歴史的展開をあとづけた筆者の方法そのものを問題とされるのである。そして、「たしかに資本主義の歴史的展開のなかにそのような傾向がひとつの傾向として存在することは事実であろう。しかし、それはあくまで一側面にすぎないのであって、資本主義の歴史的段階を積極的に画する動力は、すでに指摘したように支配的資本における蓄積様式の変化であり、具体的には商人資本から産業資本へ、産業資本から金融資本への展開である。」(同上 254 頁) と論じられるのである。

なるほど、「資本主義の歴史的段階を積極的に画する動力」を少なくとも資本主義全体の歴史的流れの中でみる場合には、これを「支配的資本における蓄積様式の変化」に即してみていくのが正しいといってよいだろう。だが、「資本における個人性の止揚」という資本主義の歴史的展開の「あくまでも一側面にすぎない」ものを通して、筆者が把えようとしたのは、決してこうした資本主義全体の歴史的流れではなく、あくまでも現代資本主義化において軸となるべきものに限られていたのだ。いいかえれば、たとえば商人資本から産業資本とか、産業資本から金融資本へといった資本主義の段階的転換の如きものまでをも、「資本における個人(所有)性の止揚」といったことを軸として把えようなどという見地は、はじめからありえなかったのである。
(注)
る。

(注) もっとも、筆者の中心関心があくまでも現代資本主義化でしかなかったとはいえ、筆者は「資本における個人（所有）性の止揚」といった立場から資本主義の展開全体を跡づけるようなことも行っていた。あるいはその辺が、柴垣氏の誤解を招く誘因となったとも考えられる。だが、こうした一つの新しい軸心からの *expost* な歴史の跡づけは、たとえば、商品経済化ということが、資本主義化においてのみ本質的な軸心の一つにすぎず、決して歴史全体の展開の軸心ではないのが明らかであるにもかかわらず、あらためてこうした商品経済化の立場から歴史全体を *expost* に跡づけることがよくなされるのと同様の認識上の一局面の問題として理解されたいと思うのである。

さらに、今一つ、「資本における個人（所有）性の止揚」という資本主義の歴史的展開全体のなかでは、一側面の問題にすぎないことが、蓄積様式の変化に対して全く無関係であると考えられることもできないだろうことを、ここで強調しておく必要があると思われる。

むろん、この辺については、充分に自信のある答を、筆者として今の段階で用意しつくすことはできず、多くを今後の課題として残すほかはない。

だが、拙著で書いた利潤形態の多様化の問題にせよ、あるいは宮崎義一氏によって示された現代巨大会社の「内部資金の極大化」原理仮設（宮崎義一『『経営者支配』再考』、『経済研究』30巻3号）にしても、多かれ少かれ資本蓄積の問題に関連しているのであり、「資本物化の極限化」に関連したかかる蓄積様式の変化の問題が、あらためて現代資本主義論の重要な課題としてとりあげられるべきだろうとも考えるのである。

ところで、柴垣氏によって今回なされた拙論批判は、むろん上記の点にとどまらず、この他二三点に及んでいる。

それらのうち、とりわけ次の点、つまり筆者が「すべてを『土台』から説明しなければならない」といういわばツィーシャंक今井理論にもつうずる方法論」（同上 255 頁）にたっているとする同氏の指摘に関して、若干の検討を加えておこう。

とくに、同氏のこうした主張は、先の引用箇所在先立って、同氏が「資本主義の国家独占資本主義への転化は、冒頭でみたこれまでの研究史が明らかにしてきたように、第一次世界大戦と世界恐慌、社会主義の現実化とその運

動の資本主義諸国への内在化など、総じて全般的危機と呼ばれる事態のもので、まず国家の新しい機能からはじまるものと考えなければならない。『土台』における変化——といっても内容はその不純化の一層の進展——は、この国家の新しい機能の展開のもので、その政策目標の要請に対応してあらわれるのであって、じつはここでの主題である金融資本の態様の変化も、その一環として必然化するものなのである」(同上 255 頁) とされていることと結びついていると思われる故、いわゆる「全般的危機」の現代資本主義との関連の問題を、ここでは避けるわけにはいかないだろう。

だが、実はこの辺のことも、すでに拙著エピローグ部分で多少ふれておいたように、筆者とても「両大戦間の国家独占資本主義が、多かれ少かれ経済的政治的危機に促迫された危機への対応という側面を、事実上も色濃くもっていた」(拙著 203 頁) ことを否定してはいないのである。

しかも、かかる両大戦間の資本主義の経済的政治的危機は、社会主義体制などよりも、はるかに資本主義に内在的なものによっていたにも拘らず、「社会主義の現実化」が全く無影響であったとも考えていないこと、したがってこうした時期の現代資本主義化なり、国家独占資本主義化の動きを、「すべて『土台』から説明しなければならない」とは筆者も考えていないことを、ここでことわっておきたい。

とはいえ、よくいわれるような「社会主義」のインパクトなどは、あったとしても、全く一時的なものであること——今日では、むしろ「社会主義」の存在が却って資本主義の危機を弱める働きをさえしている！——等からみて、経済的な基底における変化が、すべてではないとしても、やはり現代資本主義化にとっては根本的な動力であることは否定できないとしなければならないだろう。

とりわけ、二次大戦後にあっては、国家の経済介入に限っても、必ずしも危機を契機としない、もっとより深部にある経済関係に有機的にビルトインされているのであり、これらはやはり「危機への促迫された対応ということでは到底いつくせない」(拙著 203 頁) としておかねばならないと思われる。

るのである。

いずれにせよ、筆者が「すべてを『土台』から説明しなければならない」としたことで自体が事実と反するばかりでなく、実は、柴垣氏が「冒頭でみたこれまでの研究史」——それは、おおむね大内力氏の国家独占資本主義論の系譜の国家独占資本主義論に限られる——の側にこそ、柴垣氏もまた認められたような問題がこの主題との関連では、より多く存在すると思われるのである。^{(注1) (注2)}

(注1) 柴垣氏は、上記の他、①筆者の「経済的土台」の解釈が矮小化されたものであること、及び②「資本物神」に関して筆者にマルクスの誤読があることの2点でも筆者を批判しておられる。

このうち、前者については、筆者がペヴズネルの言葉の引用から出た言葉を——多くの場合「」をつけて——使っていたことに関しており、強いていえば筆者の側に若干不用意な面があったことは否めないとはいえ、筆者の議論は、この「土台」という部分を除いても、全然影響のないようなものであること、したがって、この問題について、これ以上論ずることはあまり生産的なものにはなりえないことを指摘しておきたい。

後者についても、拙著の注記で、筆者が引用した、マルクスの問題の箇所は、筆者がもともマルクスの叙述とは全く無関係に考えた資本物化論にとっては、やはり基本的にはなくてもよい引用なのである。

むろん、筆者としても、マルクスの叙述についても、今後、学習するにやぶさかではないが、ここでの問題からいって、かかる解釈論議を続行することも、またぜんぜん生産的ではないと思われる故、この問題にち立入ることは、ここでは避けておきたい。

(注2) 本稿、校正段階で、北原勇氏の最新作（「巨大企業における所有と決定」、『三田学会雑誌』75の2、1982）にふれた。共鳴する所の多い論稿であったが、本稿ではとりあげ得なかった。後日、別稿において検討できればと思っている。